

第1号様式(第7条関係)

平成26年4月1日

稻城市議会議長  
中山 けんじ 殿

会派名 生活者ネット・民主党  
経理責任者 梶浦 みさこ

稻城市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり平成25年度政務活動費収支報告書を提出します。

第2号様式(第7条関係)

平成25年度政務活動費收支報告書

会派名 生活者ネット  
・民主党

1 収入

政務活動費 500,000円

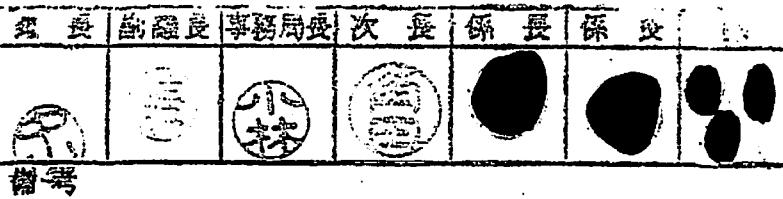
2 支出

(単位 円)

科 目	金 頓	主たる支出の内訳
研究研修費	61,290	講座、シンポジウム参加費
調査費	57,285	視察 福岡市、春日市
資料作成費		
資料購入費	58,561	書籍、通信購読料
広報費	343,402	報告書印刷費、新聞折込料
広聴費		
通信費	50,000	調査活動に要する経費
事務費	8,971	コピー、ファックス代、
その他の経費		
合 計	579,509	

3 残額

0円



## 会派研修終了報告書

研修日	2013年 8月1日～8月2日
研修先	福岡市、春日市
主要調査	福岡市 中部水処理センター「バイオガス製造の取り組み」について
研修課題	福岡市「共働事業提案制度」について 春日市「教育委員会活性化の取り組みと教育委員会事務局改革」
研修終了報告	別紙
参加者	中村みほこ
氏名	

稻城市議会議長

中山けんじ 殿

上記のとおり、会派研修を終了しましたので報告します。

平成 25 年 8 月 5 日

会派名 生活者ネット・民主党

氏名 中村みほこ



## 1. 福岡市中部水再生センター

2013.8/1

バイオガス製造の取り組みについて。

### ■消化ガス発電「メタックス'09」

消化槽の下水汚泥を51度に温め、約25日間おいて消化(腐敗分解)させると消化ガス(メタンガス)と沈殿物(消化汚泥)に分かれる。従来、発生したガスは消化槽加温のためにボイラー用燃料として使用し、それ以外は焼却していたが、消化ガス発電システムによって、この余剰消化ガス(バイオマスエネルギー)をガスタンクに貯留しておき、ボイラー及びガス発電施設の燃料として有効利用できるようになった。処理場内の機器や照明用の電力に利用している。

また更に消化ガス利用の発電だけでなく、同時にガスエンジンや排気ガスの熱を回収し(冷却水が温水に変わる)、消化槽の加温にも利用することで、ボイラーに使う燃料が節約できるなど、徹底的に熱回収を行いコーチェネレーションシステムを実現している。

消化ガスの成分の(概算値)56%がメタンガスということであり、これを燃料として有効利用することで CO<sub>2</sub>も大幅に削減することにもつながる。資源の徹底的な有効活用で創エネルギーと地球温暖化対策に大きく寄与するものとなる。

南多摩水再生センターにおいても、このシステムの導入に向けて、稻城市としても東京都に働きかけをしてはどうだろうか。

## 2. 福岡県春日市教育委員会

2013.8/2

教育委員会の活性化の取り組みと教育委員会事務局改革について

春日市教育委員会改革の取り組みは、昨年度まで教育部長だった工藤一徳氏が2001年に教育委員会事務局に異動し、改革の旗振り役となって始まったとのことである。

山本直俊教育長がリーダーシップを發揮し、教育事務局改革と学校の裁量権拡大を実現してきた。

教育委員会制度の見直しが議論されているが、春日市のような先進的な教育委員会改革が今後どのように評価されて行くのか注視ていきたい。

福岡県春日市は福岡市に隣接するベッドタウン、人口約11万人強の住宅都市として、都市基盤整備を中心に取り組んでいる。人口増で地域との連携も希薄化している。

「全国の住みやすい街ランキング」で住みやすさで、九州・沖縄エリア総合1位。小学校12校、中学校6校となっており、全体の規模等も含め、稻城市と似た環境であり、学ぶべき点も多く、大変有意義な視察となった。次の世代を担う子どもたちの教育環境をより良くしていくために、自治体の教育委員会が大変大きな役割を担っていることを、改めて実感した。そこをだれがどう動かしているのか、もっと市民の目に見える形にしていくことが重要と考える。

教育委員会の形骸化しているといわれ、教育委員会の活性化が指摘されて十数年が経過している。国において、中央教育審議会が平成16年「地方分権時代における教育委員会制度の在り方について」の諮問を受け、設置された「地方教育行政部会」からは教育委員会の現状に対しての様々な問題点とその要因が指摘された。

この指摘を受けて、春日市では、問題点やその要因として

「教育委員会の組織・運営」

「教育長、教育委員会事務局の在り方」

「首長と教育委員会との関係」

「都道府県と市町村との関係」

について、これまでの教育委員会議の在り方等々の見直しを進めるとともに、市長部局との連携のもと、この10年間改善・改革に取り組んできている。

当時の市教育委員会事務局の意識は「就学事務、施設整備等は市教委の行政職員の役割。教育課程や学校運営、生徒指導等は学校や指導主事の任務」という機械的役割分担主義であり、業務スタイルは前例踏襲主義となっていた。

改革は、学校、家庭、地域によるともに育てる「共育」を土台に、市教委事務局の定型業務のスリム化と、学校の自律を目指した権限移譲を軸に進められた。

■予算執行権の学校長への委譲、予算編成権そのものの委譲(総額裁量制)へ

■学校管理運営規則の改正

■教育長出前トークの開始

■コミュニティ・スクールの導入と全校展開

■学校事務の共同実施導入

さらに、教職員の多忙化対策として、市教委への各種提出物の削減・簡素化や、市教委学校訪問の廃止、研究指定の休止、教育委員会主催研修会の在り方の見直し等によって、子どもと向き合う時間の確保に努めてきた。

これらの改革によって、教育委員会議が「教育長、事務局からの説明を受ける会議」から「説明を求める会議」へと変わり、会議の充実に向けた委員からの積極的提案も出されるなど、教育委員の意識や会議の在り方にも変化が現れ、活性化へつながってきているとのことである。

また各種事業計画案や関連予算案の教育委員会議での検討時期を大幅に早め、PDCAサイクルを明確に位置づけた。るべき政策の方向と事業案についての検討を深めるために、議案審議が中心となる教育委員会議とは別に「教育委員懇談会」を新たに設置し、教育委員と担当職員を含めた関係者が一堂に会して、時々の課題について意見交換を行っている。

このように教育委員の政策形成過程への関わりを強めることで、教育行政の実質的な意思決定機関として機能を持ち始めている。

現在では市内全域を巻き込んで全校コミュニティ・スクールが展開され、学校は子どもの課題を保護者、地域と共有し、3者の協働で解決や改善に当たっている。  
教育委員会は学校に対し、必要に応じて指導も行うが、あくまでも基本は支援と調整であり、教育委員会議がその中心となりつつあるとのことであった。

#### ■教育長「学校出前トーク」（平成17年度～）

春日市が独自に実施している教育長出前トークは、従前から実施してきた市単独の学校訪問を廃止し、それに替わる事業として、平成17年度から、毎年夏季休業中に全18校に出向き、実施している。

【対象】小中学校の教職員

その目的は、教育委員会事務局職員・教育委員等が学校に出向き、「教育長と教職員が意見・情報等の相互交流」を行うことにより、「教育委員会の学校理解」「学校の教育委員会理解」を図りながら、「学校と教育委員会との間に双方向の関係を構築すること」にある。

それによって「課題の共有化による学校と教育委員会との連携の強化」「学校と教育委員会の相互の活性化」を実現していく。

学校・教育委員会の緊密な行動連携・情報連携を確実に推進し、学校と教育委員会との間に双方向の関係を構築することに最も重点が置かれている。

学校の活性化推進のポイントは、学校の自律性・主体性の確立である。教育委員会の主たる役割はそれに対する支援・指導であることから、学校と教育委員会の関係をこれまでの「一方向の関係(たての関係)」から「双方向の関係構築(よこの関係)」を目指すこととした。

「教育長出前トーク」は教育課題・学校の取り組みに関する提言等の教育委員会から全教職員への発信の場であり、また学校からは現在の取り組みと課題についての発表・報告や教育委員会への要望等の発信の場となっている。教育委員や事務局職員にとっては教職員の生の声にも直接触れることができ、学校のあるがままの姿がよく見える生きた勉強の機会ともなっている。教育や学校運営・経営上の課題が共有されるという大きなメリットがあるが、教室での授業参観ができないことが課題であり、現在は地教委要請による教育事務所学校改善訪問を位置づけているとのことである。

実際には教育長・教育委員会事務局職員(学校教育部、社会教育部)が学校へ出向き、全教職員と情報を交流・協議する。テーマによっては学校運営協議会委員や市長部局の職員が出席する場合もある。多忙な事務局職員の日程調整に課題もみられる。

## 福岡市共働事業提案制度について

## 市民局市民公益活動推進課

第8次福岡市基本計画に「新たな社会の担い手であるNPOの活動を活発にし、さらに「企業、大学、行政を含めたあらゆる主体が適切な役割分担とパートナーシップのもとで共働する市民自治実現をめざす」とされている。

平成20年4月1日創設。

広義の共働には「委託」「共催」「後援」「補助・助成」があり、この共働事業提案制度では「共催」の部分を扱う。

平成23年9月に福岡市市民公益活動推進審議会から「市民公益活動の推進にかかる施策について」の答申を受けて、平成24年3月に「市民公益活動の推進に係る施策基本方針」が示され、平成24年度から新しい共働事業提案制度が実施されている。

制度としては、福岡市内に事務所を置き、市内で1年以上の活動実績を有し、10人以上の社員(正会員)を有するNPO等を対象として、自由な提案を募集し、採択された事業について、提案の翌年度にNPOと市が任意の「実行委員会」をつくり、市が総事業費の5分の4以内(1事業あたり上限400万円)を負担して、共働で事業に取り組む。

提案団体と福岡市双方の事業として実施するものである。

「共働協定書」を締結し、NPOと市が新しい一つの組織「実行委員会」を組織し、その組織が主催者となって事業を行う。

事業の実施過程や終了後に市民に公開で報告会を実施し、事業の成果や評価結果も公表している。

稻城市とは共働への取り組む姿勢が全く違うと感じる。市民との綿密な協議を重ねたうえで取り組んでいることで、実施開始後の詰りをなくす仕組みが幾重にも準備されていた。市民との関わり方が大変友好的に感じることができた。新しい市民を多く迎え入れている稻城市においても、市職員と市民との意見交流の機会を多く設けて行くことの必要性を感じた視察となつた。

制度の特徴的と感じた取り組みとしては次のものがある。

これらの項目については、稻城市においても将来的に取り組んでほしい。

★地域社会が抱える潜在的・先駆的な課題の掘り起しを行うために、NPO、企業、大学、  
行政などが情報を共有し議論する機会を提案募集の前段階に設ける。

★提案募集に先立ち、市民、地域、企業、大学など多様な主体が集い語り合う場として  
「共働カフェ」を実施する。

★市既存事業を共働実施に向けて柔軟に再構築していく。

★提案募集の前にNPOの効果的な提案に結びつけるための提案サポートセミナーを

行う。

また、提案募集を2段階に分け、概要版提出で、市の担当課と面談する機会を設け、本提案提出とする。

★提案の早い段階から提案団体と市担当課が意見交換する場の設定や、採択事業の予算要求を各局が自主的に行う仕組みとする。

★NPO、任意のボランティア団体に加えて、公益社団・財団法人、公益的活動に取り組む一般社団・財団法人まで拡大。これら団体と企業や大学、地域との合同提案も可能。

★協議に立会い助言・仲介を行う共働促進アドバイザー(ファシリテーター、共働事業経験者等)を養成する。

★福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」と連携し、提案募集の前にNPOの発想をより効果的な提案に結び付けるためのサポート事業を行う。また、提案団体・実施主体の支援、NPOを中心とした地域、企業、大学の機関とのコーディネーションを行っていく。

★公開プレゼンテーションや、事業報告会等に市民参加。

★共同事業終了後も継続実施できるように、成果物の帰属先を事業の承継主体とする。

#### その他

\* 福岡市NPO活動支援基金(愛称:あすみん夢ファンド)にも取り組んでいる。

\* 福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」

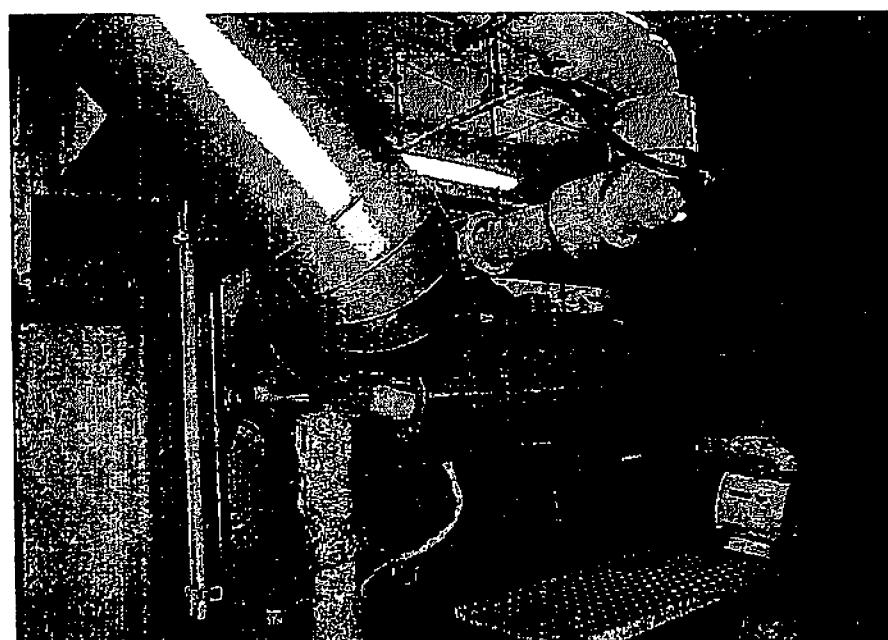
・ 庁舎で制度の説明を伺った後、見学を行った。

年間3万人が利用している。

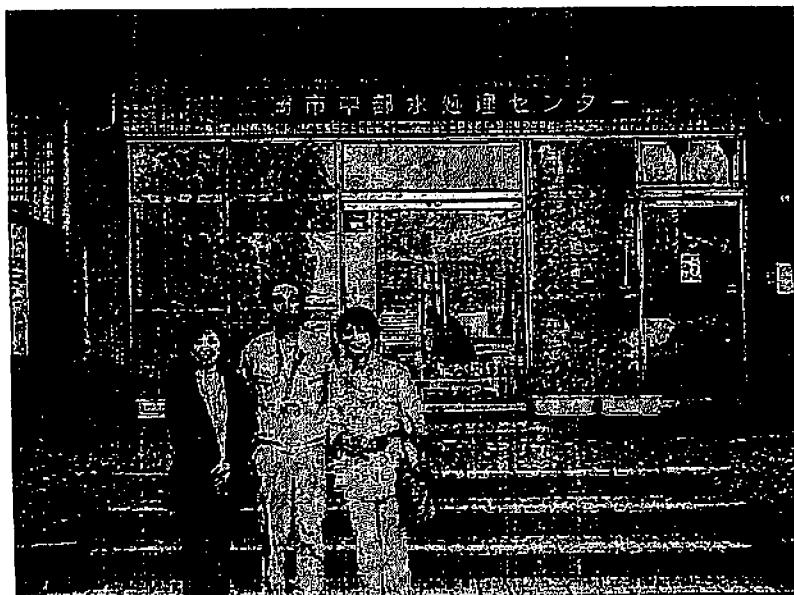
株式会社アーバンデザインコンサルタントが指定管理を行う「公設民営」のサポートセンター。相談窓口、NPO・税務個別相談、コミュニティビジネス相談、地域とNPOの連携相談会を開催している。

団体登録と個人登録があり、1000人以上が登録。任意団体の私書箱もある。

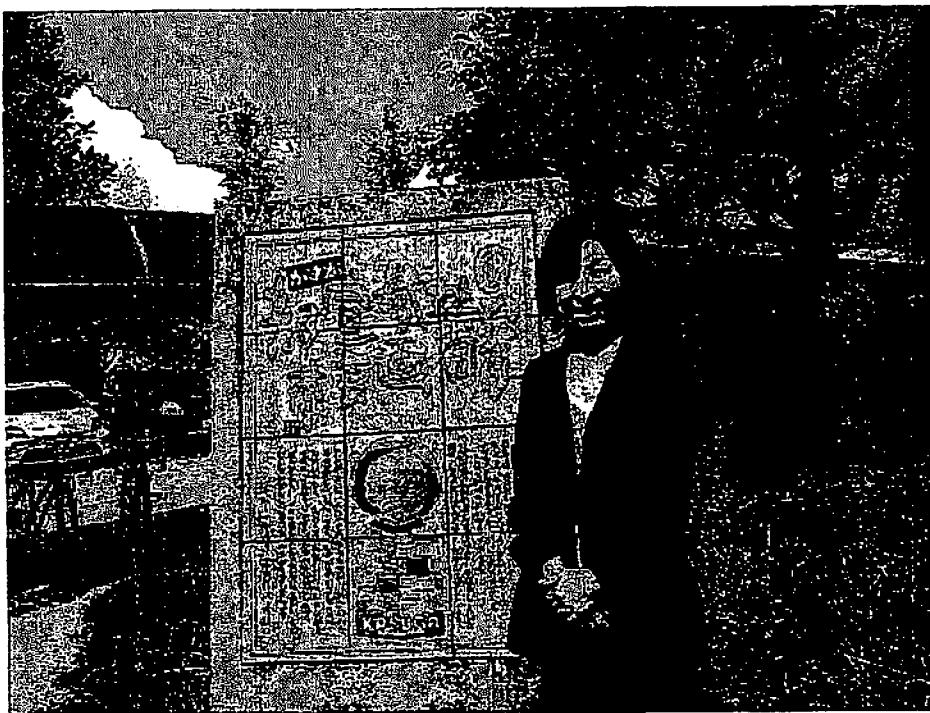
## バイオマス発電設備



消化ガス発電施設

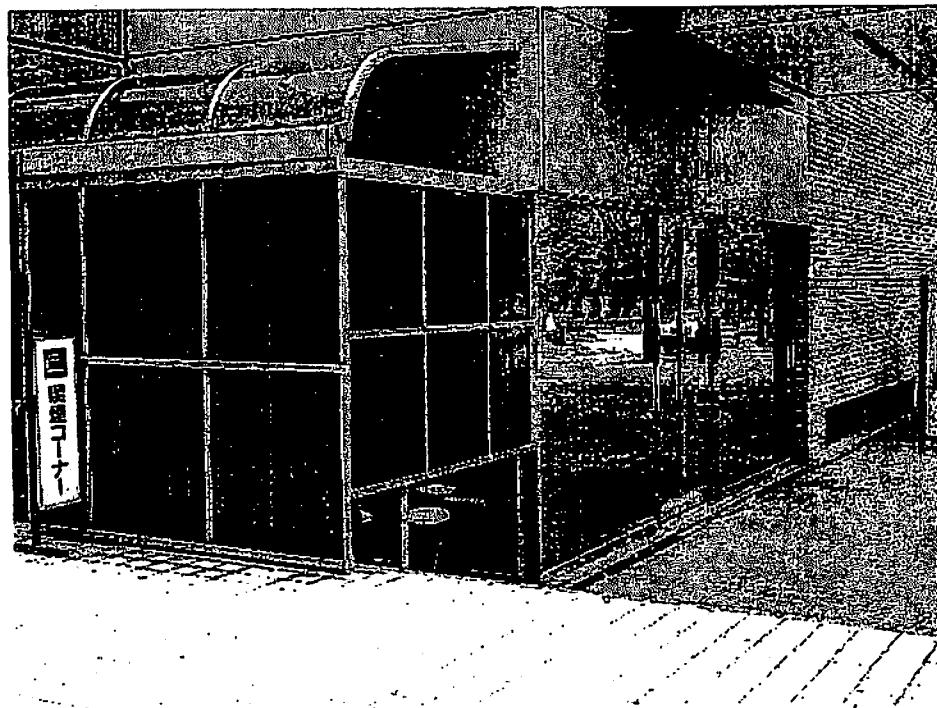


## 春日市



春日市男女共同参画都市宣言(平成 11 年)

春日市男女共同参画を推進する条例(平成 18 年制定)



春日市庁舎外に設置された喫煙コーナー